

2023年4月

ご契約者各位

社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
有限会社東京福祉企画  
三井住友海上火災保険株式会社

〈行事保険・当日参加対応型含む〉新型コロナウイルス感染症の延期・中止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更される方針が示されました。これらを踏まえ、行事保険・行事保険（当日参加対応型）におきまして、新型コロナウイルス感染症を理由とした延期・中止の取扱いを変更させていただきますのでご案内申し上げます。

1 内 容 **新型コロナウイルス感染症による行事延期・中止は荒天以外の場合と同じ扱いとします**

2 実施時期 **2023年5月8日以降**

※行事が延期・中止となった場合のお手続き（保険申込み前のチェックリスト裏面参照）

延期・中止理由	5/7 以前	5/8 以降
新型コロナ	開催日から7営業日以内に連絡	開催日前日までに連絡（荒天以外の場合に同じ）
荒天	開催日から3営業日以内に連絡	変更なし（開催日から3営業日以内に連絡）
荒天以外	開催日前日までに連絡	変更なし（開催日前日までに連絡）

上記変更に伴い、行事保険（当日参加対応型含む）パンフレットに挟み込んであるチェックリストを2023年5月8日付けで改訂しておりますので、併せてご利用ください。

**改訂箇所**

改訂前) 新型コロナの理由による延期・中止の場合には開催日から7営業日以内にご連絡下さい。

改定後) なお、感染症分類の変更に伴い、5月8日以降、新型コロナの理由による延期・中止は荒天以外の理由による延期・中止の場合と同じ扱いとなります。